

## 寝屋川市第2回国民健康保険運営協議会

日 時 2026年2月13日（金）

時 間 14：00～

場 所 議会棟4階 第一委員会室

○行武課長 それでは、ただいまから寝屋川市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。

委員の皆様には、公私何かと御多忙中にもかかわらず、御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

それでは開会に当たりまして、市長から御挨拶申し上げます。

○広瀬市長 着座にて失礼します。市長の広瀬でございます、どうぞよろしくお願ひいたします。

本日、国民健康保険運営協議会を開催させていただきましたところ、委員の皆さんには公私何かと御多用中にもかかわらず御出席を賜り、誠にありがとうございます。平素より皆様方には当市市政の推進、特に、国民健康保険事業の運営に格別の御指導、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、国民健康保険につきましては、令和6年度から府内統一保険料となっておりますが、先般、大阪府から令和8年度の保険料が示されたことから、本日は事務局から、その説明をさせていただきたいと思ひます。

また、国民健康保険制度を取り巻く状況といたしましては、新たに国において、子ども・子育て支援金制度が創設され、令和8年度から保険料と合わせて徴収することとされたほか、被保険者数の減少が続く一方で、一人当たりの診療費の増加が見込まれるなど、厳しい状況となっております。このような状況の中におきまして、国民健康保険に関する重要事項を御審議いただく同協議会の委員の皆様方には、これまで以上に大変な御苦勞をおかけすることになろうかと思ひますが、何とぞ、より一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます、御挨拶と代えさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○行武課長 それでは、前委員の任期の満了に伴い、今般、委員とられました皆様に委嘱状をお一人ずつお渡しするところでございますが、机上配付をもって

委嘱とさせていただきます。御了承お願い申し上げます。

それでは、今回から新たな委員の皆様でございますので、御出席の委員の御紹介並びに事務局の紹介をさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、着座で結構でございますので、一礼のみよろしくお願いいたします。

まず、被保険者代表委員から御紹介させていただきます。

市政協力委員選出の丸川委員でございます。

○丸川委員 よろしく申し上げます。

○行武課長 民生委員児童委員選出の丸山委員でございます。

○丸山委員 よろしく申し上げます。

○行武課長 市民公募選出の寺前委員でございます。

○寺前委員 よろしく申し上げます。

○行武課長 同じく市民公募選出の斎藤委員でございます。

○斎藤委員 よろしく申し上げます。

○行武課長 次に、保険医または保険薬剤師代表委員でございます。

医師会選出の梶田委員でございます。

○梶田委員 梶田です、よろしく申し上げます。

○行武課長 歯科医師会選出の檜本委員でございます。

○檜本委員 よろしく申し上げます。

○行武課長 薬剤師会選出の山本委員でございます。

○山本委員 よろしく申し上げます。

○檜本委員 次に、寝屋川市議会議員選出の公益代表委員でございます。

福田委員でございます。

○福田委員 よろしく申し上げます。

○行武課長 馬場委員でございます。

○馬場委員 よろしく申し上げます。

○行武課長 松尾委員でございます。

○松尾委員 よろしく申し上げます。

○行武課長 次に、被用者保険等代表委員でございます。

健康保険組合連合会大阪連合会の森脇委員でございます。

○森脇委員 よろしくお願ひします。

○行武課長 なお、本日、保険医または保険薬剤師代表委員選出の寒川委員、公益代表の金子委員、被用者保険等代表委員の大隅委員につきましては、欠席の御連絡をいただいておりますので、御報告いたします。

以上で各委員の御紹介を終わらせていただきます。

次に、事務局の紹介をさせていただきます。

市民サービス部、部長の西川でございます。

○西川部長 西川でございます、よろしくお願ひいたします。

○行武課長 健康部長の木場でございます。

○木場部長 木場でございます、よろしくお願ひいたします。

○行武課長 市民サービス部、次長の岡本でございます。

○岡本次長 岡本でございます。よろしくお願ひいたします。

○行武課長 健康部、健康づくり推進課長の久保でございます。

○久保課長 久保でございます。よろしくお願ひいたします。

○行武課長 ただいま議事進行を務めさせていただきます、私、市民サービス部、国民健康保険担当の行武でございます。よろしくお願ひいたします。

以上で事務局の紹介を終わらせていただきます。

現在、委員定数14人中11人の御出席をいただいておりますので、寝屋川市国民健康保険運営協議会規則第6条第1項の規定に基づき、会議は成立いたします。

それでは、ただいまから会議に入るわけでございますが、現在、会長及び会長の職務代行が不在となっておりますので、寝屋川市国民健康保険運営協議会規則第6条第2項ただし書の規定によりまして、市長に議長を務めていただき、進行をお願いいたしたいと存じます。

それでは市長、よろしくお願ひいたします。

○広瀬市長 それでは規定によりまして、会長が選出されるまでの間、議長を務めさせていただきます。

本日の案件は、先ほど行いました委員紹介を含め4件でございます。

初めに、国民健康保険運営協議会規則第7条第2項に基づく署名委員でございますが、私から指名させていただくことに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○広瀬市長 それでは、寺前委員と檜本委員にお願いをしたいと思います、どうぞよろしくをお願いします。

それでは、案件2、会長、会長の職務代行の選出を行います。

なお、会長、会長の職務代行は、国民健康保険法施行令第4条の規定に基づき、公益代表委員の中から選出するとされております。選出の方法でございますが、公益代表委員の中から推薦し、その上で皆様の御承認をいただくということにいたしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○広瀬市長 御異議がないようでございますので、そのようにさせていただきます。どなたか御推薦をいただけますでしょうか。

どうぞ、馬場委員。

○馬場委員 会長に福田委員、会長の職務代行に金子委員を推薦したいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○広瀬市長 ただいま会長に福田委員、会長の職務代行に金子委員との御推薦をいただきました。

ただいまの御推薦のとおり決することに御異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○広瀬市長 御異議ないようでございますので、会長に福田委員、会長の職務代行に金子委員と決定をさせていただきます。

ここで議長を交代させていただきます。御協力ありがとうございました。

○行武課長 市長、ありがとうございました。

広瀬市長につきましては、ほかの公務のため、ここで退席させていただきます。御了承願います。

それでは、福田委員、会長席への移動をお願いいたします。

それでは、会長から一言いただきたいと存じます。

○福田会長 ただいま皆様方の御同意をいただき、国民健康保険運営協議会の会長に就任させていただきました、福田でございます。同じく本日、会長の職務代行に金子委員が選出されました。よろしくお願い申し上げます。

国民健康保険は平成30年度から国民健康保険広域化となり、また、令和6年度から府内統一保険料となりましたが、現在、安定的な財政運営を図っているところ

ろでございます。

このような状況の中で、国民健康保険運営協議会の役割は非常に重要なものであると認識しており、被保険者が将来にわたり安心して医療を受けることができるよう、国民健康保険事業のより安定的な運営に尽力してまいりたいと思っております。

委員各位、皆様方の御協力をいただきますよう、お願い申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。

○行武課長 ありがとうございます。それでは会長、よろしくお願ひいたします。

○福田会長 それでは、案件3、令和8年度国民健康保険料（統一保険料）について、事務局から説明をお願いします。

行武課長。

○行武課長 それでは、御説明の前に資料の御確認をお願いいたします。先日、郵送させていただきました資料で、令和8年度国民健康保険料（統一保険料）について、A4カラー、横10枚でございます。資料の過不足等ございませんでしょうか。

それでは、令和8年度国民健康保険料（統一保険料）について、説明させていただきます。申し訳ございませんが、着座で説明させていただきます。

それでは、資料の1ページを御覧ください。

令和8年度の府内統一保険料につきましては、先般、大阪府から府内統一保険料率が示されたところでございますが、令和8年度の大きな改正点といたしまして、従前からの医療分、後期分、介護分に加え、子ども・子育て支援納付金分が設定されることとなりました。

この、子ども・子育て支援金制度について、まず概略を説明させていただきます。

2ページを御覧ください。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が令和6年6月に公布され、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、子ども・子育て支援金制度が令和8年度に創設されることとなりました。

この制度は、市民から支援金を保険料と合わせて徴収し、大阪府へ納付するこ

とで児童手当の拡充等、国が示す、こども未来戦略に係る施策に活用されるものです。

この、子ども・子育て支援納付金分を含めた令和8年度の府内統一保険料率につきましては、次のページとなります。

3 ページを御覧ください。

令和8年度、府内統一保険料率につきましては、診療報酬の改定による診療費の増や、子ども・子育て支援金制度の創設に伴い、表のと通りの保険料率となりました。

赤枠で示させていただいております、子ども・子育て支援納付金分、いわゆる子供分が令和8年度の大きな改正点となります。

4 ページを御覧ください。

令和8年度の保険料率を用いて、モデルケース保険料等を試算させていただきました。

まず、従来から本市で比較している①所得210万円、4人世帯のモデルケース保険料につきましては、47万4,265円となり、令和7年度保険料と比較しますと、1万4,784円引き上がることとなります。国民健康保険料は原則10回払いであるため、1期当たりで申し上げますと約1,478円の増となります。

また、②から④は、本市の世帯構成のうち、割合が高い世帯構成を三つ記載させていただいております。②は全体数からの割合としては約42.3%の所得なし、一人世帯であり、令和7年度、3万2,572円が令和8年度3万3,435円となり、863円増額となります。

以下、世帯数が多い構成を上げさせていただいております。記載の三つの世帯構成で、全世帯数の約60%となり、1期、約86円から1,223円程度の増額となります。下のグラフは、これまでの府内統一保険料の推移を示したものでございます。

5 ページを御覧ください。

参考といたしまして、被保険者数の推移でございますが、令和4年度から6年度にかけては、団塊の世代の後期高齢者制度への移行に伴い、大幅な減少がありました。令和8年度は減少の幅は鈍化するものと見込まれています。いずれにいたしましても、府内市町村、本市の被保険者ともに減少傾向でございます。

6 ページを御覧ください。

一人当たりの診療費でございますが、令和7年度においては、一定の増加傾向となっておりますが、令和8年度においては、診療報酬が2.2%プラス改定されることに伴い、増加傾向が強まるものと見込まれています。

7 ページを御覧ください。

府内統一保険料の抑制施策といたしまして、大きく三つの施策を行っています。

「①事業費納付金を通じた仕組み」としまして、令和6年度から実施しておりますが、大阪府が被保険者数等から算出した額を事業費納付金として納めるもので、令和8年度の納付額が確定しました。本市の納付額としましては2,634万8,000円でございますが、前年度黒字額を活用させていただきたいと考えています。

「②府国保特会の剰余金の活用」としまして、府国保特会の剰余金111億円のうち886円を活用し、また、保険料完全統一による、国から府へのインセンティブとして約15億円の交付金があったとのことで、その全額を保険料抑制の財源に活用されております。

大阪府において、これらの取組を行いました。先ほど御説明いたしました、子ども・子育て支援金制度の創設、また、診療報酬改定による診療費の増加等により、令和8年度の保険料は、令和7年度に比べ引き上がったものでございます。

次に、本市条例の主な改正内容について、次のページで御説明いたします。

8 ページを御覧ください。

3月市議会定例会に提案させていただきたい、国民健康保険条例の主な改正内容でございます。

先ほど、説明させていただきました、子ども・子育て支援金制度の創設に伴う規定の整備や、制度が終了した新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の規定の削除、そして、国民健康保険法施行令の改正に伴う法定軽減の基準額の拡充でございます。

法定軽減の基準額の拡充につきましては、被保険者数に掛ける基準額を5割軽減は30.5万円から31万円、2割軽減は56万円から57万円に拡充するものでございます。

最後に、今後のスケジュールについて説明いたします。

9 ページを御覧ください。

本日、国民健康保険運営協議会を開催させていただいております、先ほど説明いたしました条例改正と、当初予算を2月下旬から開催される3月市議会定例会に提案させていただきたいと考えております。

3月市議会定例会で御承認いただきましたら、4月1日に令和8年度の国民健康保険料を告示し、6月中旬に個別世帯の保険料決定通知書を送付させていただきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○福田会長 ただいまの説明について、御質問ございますか。松尾委員。

○松尾委員 来年度の保険料ですね。保険料が上がるということなので、色々お聞きしたいんですが、4ページです。モデル世帯がございます。毎年、モデル世帯を比較して、いろいろ議論してるんですが、所得210万の4人世帯。この場合は45万9,381円から47万4,265円に上がると。

これは2007年に寝屋川市でこのモデル世帯が50万円を超えたんですね。保険料が全国で一番高いということが毎日新聞でトップで報道されて、これは大きな問題になりました。この間、馬場市長、あるいは、北川市長、広瀬市長、3人の市長ごとに引下げに取り組んできたわけですよ。50万円を37万円まで下げたんです。ところがそのときに比べたらこれ、10万ぐらい上がるということですよ。こういうケースで、国保料は所得の22.5%になると。4分の1近いと。これで本当に適正な保険料と言えるのかというのが改めて私は聞きたいと思うんです。支出はいろんなものが必要です。国保料だけ違いますよね。教育とか子育てとか住宅ローンとか、親の介護とかね、色々ありますよね。これでは負担の限界を超えてるんじゃないかと思いますが、いかがですか。

○福田会長 行武課長。

○行武課長 今回、令和8年度の大阪府内統一保険料が示されたところではございますが、令和8年度の府内統一保険料につきましては、先ほども御説明のとおり、診療報酬の改定、もしくは子ども・子育て支援金制度創設によって、引き上がるというところで、保険料の負担が大きいというところは認識しているところでございます。

本市といたしましては、引き続き、大阪府に対して保険料の引き下げであった

り、もしくは市が令和5年度まで独自に負担軽減をしてきた経過、そういったものを踏まえて柔軟な対応を可能とするよう、引き続き、要望をしてまいりたいと考えているところでございます。

○福田会長 松尾委員。

○松尾委員 今回の総選挙でも、社会保険料の引下げということが言われました。保険料引下げをするというならば、最も高い国保料を引き下げると。ほかの医療保険との格差を解消すると。これは非常に大事だと思うんですが、どうですか。

○福田会長 行武課長。

○行武課長 保険料の引下げにつきましては、大阪府に引き続き要望をさせていただくとともに、国に対しても公費の拡充を、これまでも大阪府市長会を通じて要望させていただいております、これからも、引き続き、そういった形で要望することで、引下げを少しでもしていただけるように、続けていきたいと考えているところでございます。

○福田会長 松尾委員。

○松尾委員 まだ、その辺で言えば子ども・子育て支援納付金というのは、公費の引上げではなくて、公費の引下げです。・・・公費でやんなあかんことを健康保険加入者に負担を転嫁するということになりますよね、今後。これ本来、国の責任でやることを子育て支援ということの財源としてね、医療保険料を引き上げると。これは本当に私は筋が違うと思いますね。本来税金で賄うべきものですよ。国保だけじゃなくて全ての健康保険そうでしょう。あまり知らないうちに何か上がってるなと思ったらこれ、この子育て支援金や交付金やいうて、上げられているということになりますよね。しかも、国保の場合は所得の低い人ほど負担が高いという、ずっと問題としてあるんですよ。新たに支援金を上乘せしたら、さらに格差が広がるというふうに私は考えますね。

この子育て支援の法案審議では、政府は社会保障削減以外の歳出削減ゼロ円で財源は全て防衛費に充てると。こういう方針になっているみたいですね。防衛費、軍事費の増大を最優先にして、結局、社会保障は削減するか、それが嫌やったら、保険料を上げるかとか、国民の負担を増やすかと。こういう選択を国民に押しつけるというようなことになってるんですよ。気になるのがこれ、子育て支援、大変大事ですけれども、現役世代と高齢者の対立とかね。子供のいる世帯とそれ以

外の世代の対立、分断をあおるといふ、これやはり問題があると私は考えますね。だからそういう点では、しっかり公費を、財源を充てて、支援の手だてを取るべきだといふふうに考えますが、いかがですか。

○福田会長 行武課長。

○行武課長 今回の子ども・子育て支援金制度につきましては、新たな分かち合い、連帯の仕組みとして、市民の皆様からご負担いただくということで始まった制度ではございます。そういった中で医療保険料と合わせて徴収させていただくという制度ではございますが、この子ども・子育て支援金制度につきましても、やはり市民への負担、被保険者への負担というものをなるべく軽減するようにといふことで公費の拡充であったり、負担のかからないような制度設計をしていただきたいといふことは、市長会を通じて要望させていただいております、今後においても、公費の拡充であったり、極力負担がかからないような制度設計にするようといふような要望は、引き続き、させていただきたいと考えているところでございます。

○福田会長 松尾委員。

○松尾委員 これしかもね、今回6割ですけど、27年度は8割ですよ、負担がね。29年度10割と、毎年増えてるからそれ、子育て支援納付金というのがね。だからこれ今回が初めてですけど3年間で、これ全部で10割にしてるっていうことでしょう。といふことはこれ、来年度、ほぼ全ての市町村が国保料値上げになると、つながると。今までは値上げばかりちゃうんですよ、据置きのところも多かったし、値下げのところもあったんですよ、今まで。しかし、来年度はもう全部上がるん違うかと。しかもこれが2年、3年続くのではないかと。こういう感じするんですが、いかがですか。

○福田会長 行武課長。

○行武課長 この子ども・子育て支援金の、いわゆる子供分につきましては、国の試算、国の資料というところではございますが、令和8年度については国民健康保険の被保険者加入者につきましては、一人当たりの平均月額250円といったところで、令和9年度は300円、令和10年度は400円という形で試算をされているといったところはございますが、令和9年度以降の府内統一保険料については、大阪府に聞いたところまだ未定であるといふところで説明を受けているところ

でございます。

○福田会長 松尾委員。

○松尾委員 もちろん未定ですよ。しかし、大体、予想はつきませんか。こうして上がっていくわけやからね。だから、これ本当に自治体は大変だし、市民がもっと大変ですよ。本当にぜひ考えなあかんと思いますね。国がやるべきこと、加入者に負担を押しつけるというのはやめるべきだということ、改めて強く申し上げておきます。

それと子供の均等割の軽減と18歳以上の均等割ということについて、少しお聞きしたいんですけどね。2027年度から現行の就学前から18歳未満の均等割まで軽減を、均等割軽減を拡充する動きがあるんです。これはこれでいいですよ。問題は財源なんです、これ。現在の未就学児の5割分と低所得者世帯の子供の法定軽減分、それ以外は他の保険加入者の保険料で補填をするということが、恐らく、考えられますね。そうすると18歳以上の均等割という形で、18歳未満の子供さんの均等割の軽減分を18歳以上の世帯が負担をすると。こんなことが考えられんですよ、これどうですか。

○福田会長 行武課長。

○行武課長 委員おっしゃられました、18歳未満の子ども均等割軽減につきましては、まず前段のおっしゃられましたことにつきましては、今現在は、未就学児について均等割額を半分軽減しているという制度がございまして、それを令和9年度から18歳まで年齢を上げるといった議論が今現在、国でなされているところでございます。

その一方で、この子ども・子育て支援納付金につきましては、18歳未満には均等割、一人当たりの部分につきましては、それを、軽減するというような制度でございまして。この軽減をする際に、低所得者に係る7割、5割、2割といったような軽減を、かかっている方はその軽減を先にかけての上で、残額の部分を軽減して、10割軽減というような形で市町村、ないしは国・府の財務会計的な指標が示されているといったところでございます。

○福田会長 松尾委員。

○松尾委員 いずれにしても、子育て世帯とそうでない世帯が、むしろ、そうでない世帯が負担をするというようなことになると、これは世代間の分断になるん

です。これやっぱりきちっと国が補填すべきだというふうに私は考えますんでね。せっかく改善をすることについてまで、市民の皆さんに負担を強制するということはやめるべきだということを改めて申し上げます。

これ国保の国の負担ですね。これは1984年の退職者医療制度の導入のときに、医療費の45%やったやつが38.5%に下がったんです、削減された。それが保険料引上げの大きな引き金になったんですけどね。現在は30%に削減されてるんです。この見直しこそ元になっていると思いますが、いかがですか。

○福田会長 行武課長。

○行武課長 委員おっしゃられる負担金というのは、いわゆる療養給付費負担金というもので、医療費に対して、原則32%が国から府に交付されているもののお話だと存じます。この療養給付費負担金につきましては、現在32%、国から府に交付されているといったところでございますが、この負担率が、引き上がることとなったら、当然、保険料率、府内統一保険料が引き下がるといったような形になるかとは思っております。

こういった療養給付費負担金も含めまして、例えば、国の公費も平成30年の広域化のときに1,700億円が2回、3,400億円の拡充をされたといったところではございますが、さらなる公費拡大、財政措置の拡大といったところにつきましては、大阪府市長会等を通じまして、引き続き、要望させていただきたいと考えているところでございます。

○福田会長 松尾委員。

○松尾委員 いずれにしても、この一元化されてからなかなか市のほうにいろいろ言うても、国や大阪府の話になるんでね。なかなか答えにくいことは事実やと思いますけど、是非頑張ってほしいと思います。

大阪府については剰余金があると、それを使うという話ですけど、これ全部使ったらええと思いますよ。何も剰余金余らす必要なんて、全くないんでね。全額使ったらいいと思う。この7ページにありますけどね。それで物すごく姿勢が取れると思います。吉村知事が政党の党首として社会保険料を引下げと、選挙で言うてるわけですよ。そうであれば、まず足元の大阪府の高い国保料を下げると。これしてから言えって言いたくなるんですよ、私は。大阪府が18歳未満の、例えば子供は均等割軽減みたいだね。均等割平等割っていうのは他の健康保険にない

んですわ。国民健康保険だけなんです、一人当たり幾らとか、一世帯幾らとか。家族数増えて、子供増えたら多額になるですよ。保険料の問題を解決しないとこの問題は解決できないんですよね。それが大阪府が率先して均等割なくすとか。これこそやるべきだと思いますが、いかがですか。

○福田会長 行武課長。

○行武課長 国民健康保険料の賦課方式というところですが。所得割、均等割、平等割という形で保険料の計算がされているというところでございます。こちらにつきましては、一人当たりの均等割と、1世帯当たりの平等割と、あと所得に応じての所得割といったところではございますが、この計算方法につきましても、大阪府が設置している大阪府・市町村国民健康保険広域化調整会議というところで、平成29年度、又は、それ以降につきましても、いろいろな議論を踏まえた上で、今現在の形になっているというところでございます。こういった中で、市民の皆様は、保険料を御負担いただくという形になってこようかとは思いますが、窓口等で丁寧な説明等、努めてまいりたいと考えているところでございます。

○福田会長 松尾委員。

○松尾委員 いずれにしても、大阪府の一般会計でいえば年間予算3兆数千億円。それだけ予算あるんですわ。その気になったら色々なことできると思います。これが以前の話で、大分前の話ですけど1971年で、知事選挙で選ばれた黒田さん。知事の下で大阪府では1973年10月から65歳以上の医療費全部無料やったんですよ。これ入院も通院も。大阪府の予算の8割出したんです。そうしてやったんですね。だから、大阪府が本当にその気になれば色々なことができると思います。ぜひこれは大阪府に負担軽減も強く求めてほしいということを強く申し上げておきます。

あとちょっと関連することになりますので、簡単に言いますが、今言われている国保逃れの問題。これも寝屋川市も国保料の関係で大変大きな問題だと思うんで、共通認識にする上で少しだけ申し上げたいと思うんですけど、これ昨年12月の大阪府議会の質問で明るみに出たことなんですけど、一部の議員が一般社団法人を利用した国保逃れをしてるといったことが分かったんですね。地方議員が一般社団法人の理事になって、社会保険に加入して保険料が一番安くなったということなんです。理事っていうのは役員で、労働基準法の対象外なんです。最低賃金以下の報酬でも設定できるんですね。それを何か悪用して、社会保険料負担

額を最低数値に落としたということで。こんなことを、わざわざ指南書とか手引書を作って国保逃れをしてたっていう話なんです。

兵庫県の県会議員の例で言えば、国保料、国民年金保険料と合わせて年間120万円を超えるものが40万円の負担で済んで80万ぐらい負担減ってたという話です。ほかにもそういう例があるように聞いてます。最近では2月7日の朝日新聞ですけど、離島の民家、社保加3,000人超えと、こんなもあるんですけどね。言うほど長なるので割愛しますが、いずれにしてもこんなことが許されるのかということですね。確かに、国保料高いから何とかしてほしいのは分かりますけど、やっぱり市民全体がどうするかの問題であって、自分だけ安くするみたいなことにはならないと思うんです。やっぱり議員は、なおさらこれをしたらあかんことや思います。私は今日、健康保険の関係者の方が来られてるので、少し聞きたいんですけど、公務員は兼職、かなり限定されます、厳しくね。地方議員は兼職可能なんですけどね。しかし、かと言うて、やっぱり主たる仕事、主たる収入によって健康保険を加入するという制度にしないと、こういう悪者みたいなことになったらあかんと思うんですけどね。この辺どうでしょう。何かこの辺の改善点ないですかね。

○福田会長 森脇委員。

○森脇委員 難しい質問だと思うんですけど、法律だけでいけば、多分、今回起こってるようなことは、ある意味では可能性はあると思うんです。必ずしも法律違反じゃないかもしれないんですけど、ただ悪質だなというふうには思います。

私たち健康保険組合というのは、基本的には企業に在籍してる人が、その健康保険組合の強制加入という形になりますので、基本的には主たる事業所というのは明確であって、その健康保険に入るとするのが基本のパターンになっています。ただ最近、副業ということも可能になってきていますので、二つ三つの所を勤務しながら仕事をするということができるようにはなっています。ただ、そうはいっても主たる事業所というのが、明確になってますので、それを逸脱した範囲で資格を認めるという形にはなっていると思います。ただ、そういうのが進んでいくと、何かチェック機能を働かすとか、何らかのことは必要になってくるかなと思いますけど、私は、実務担当してないのであまり細かいところまで分かっていませんが、そういう動きが出てきてもおかしくないかなというふうには

思っています。

○松尾委員 分かりました。

○福田会長 ほかにありませんか。

馬場委員。

○馬場委員 馬場です。何点か確認をしていきたいと思います。

3 ページ、保険料率、右列に賦課限度額があります。昨年から6万円上がって  
るということで、これって今、年々上がっているんですかね。

○福田会長 行武課長。

○行武課長 賦課限度額につきましては、必ず毎年というわけではないですけれども、ここ数年間で右肩上がりといった状況でございます。

○福田会長 馬場委員。

○馬場委員 112万達してるのは、大体本市の何世帯ぐらいなのか。また、大体  
そんな方は年収どれぐらいなのか。所得でも結構ですけど、お示してください。

○福田会長 行武課長。

○行武課長 今回の令和8年度の賦課限度額112万に達する世帯につきましては、  
所得で申し上げますと一人世帯で約1,000万で、賦課限度額112万円に達すると試算  
しているところでございます。また、一人世帯で1,000万、二人世帯、三人世  
帯になりますと、所得額はちょっと下がってくるんですけれども、この限度額  
112万に達するであろう世帯につきましては、約200世帯ほどになるものと試算し  
ているところでございます。

○福田会長 馬場委員。

○馬場委員 4 ページですね。世帯構成四つあります。一番、本市で多いのが  
42%、所得なしということです。これ所得なしは所得でいうと、大体非課税世帯  
というイメージでいいんですかね。市府民税非課税世帯ぐらいですかね。

○福田会長 行武課長。

○行武課長 市府民税の計算においては、一人世帯の場合は合計所得金額が45万  
円以下である場合、非課税といったところではございますので、非課税世帯が必  
ずしも国民健康保険における所得なしとはならないために、このような記載はし  
ておりますが、国民健康保険につきましては、所得から43万円を引いた方が所得  
なしというような形になりますので、ほぼその世帯が同じような形になるものと

認識しております。

○福田会長 馬場委員。

○馬場委員 どうですか、他市と比べて、この非課税世帯とニアリーイコール、約1万2,300世帯、42.3%ですね。他市と比較したらどんな感じですか。本市は多いほうですか、それとも少ないほうですか。

○福田会長 行武課長。

○行武課長 この所得なしの一人世帯につきましては、いわゆる法定軽減がかかっているという世帯になりますが、その法定軽減の国民健康保険の加入者に対するの割合という意味合いで申し上げますと、令和6年度の決算時に北河内の7市の、ほか6市、寝屋川市以外、ほか6市の状況もお聞きしたんですけど、そういった中では、本市は大体真ん中ぐらいであるといったところでございます。

○福田会長 馬場委員。

○馬場委員 分かりました。増減額は全て、この表ではプラスになってますけど、このまま全員上がるということで、下がる世帯はないということではよろしかったでしょうか。

○福田会長 行武課長。

○行武課長 所得、もしくは世帯構成が令和7年度と令和8年度が変わらないと想定した場合に令和8年度におきましては、全世帯において引き上がるものと試算をしているところでございます。

○福田会長 馬場委員。

○馬場委員 どうでしょう、最大上がる方っていったら、この表でいうと1万4,784円ですけど、最大の方っていったら幾らぐらいで、何世帯ぐらいの方が影響するんでしょうか。

○福田会長 行武課長。

○行武課長 およその分布といったところでございますが、最大上がるところで、例えば9人世帯で所得610万円とかでしたら5万8,000円ほど上がるのですが、世帯数としては1世帯だけというところで認識しているところでございます。

○福田会長 馬場委員。

○馬場委員 様々な世帯構成があると思いますけども、市民への周知というのはどのようにされるのでしょうか。

○福田会長 行武課長。

○行武課長 市民への周知につきましては、一つはまず市広報誌に対し、4月に広報でこの保険料率の決定と子ども・子育て支援金制度が始まるといったものを広報させていただきたいと現在、考えているところでございます。また、3月中に個別世帯に対して、この子ども・子育て支援金制度が始まりますといったような通知をさせていただくとともに、6月に保険料の決定通知書、実際の保険料の通知書を送らせていただく際に、その中にもチラシを同封するなどして、周知を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○福田会長 馬場委員。

○馬場委員 適宜、DMで送るということですが、こういう世帯構成の表なんかは、もうちょっと手厚い幅、様々なパターンを記載して送られるものでしょうか。

○福田会長 行武課長。

○行武課長 3月に個別通知を考えさせていただいてるのですが、そこにつきましては、厚生労働省からこういった形で周知をしてくださいというようなパンフレット、チラシのほうがお送りさせていただいてまして、そちらのほうに、金額としては国の試算で月額250円という形の記載をさせていただいてるといったところがチラシのところでございます。紙面の関係もでございますので、どこまで変更ができるのかというところは今確認し調整中でございます。

○福田会長 馬場委員。

○馬場委員 国のチラシは、そういう全国的な流れを抱えているわけですが、例えば、広報の4月号なんかは、やはり市民の一人一人から、うちの世帯はどれぐらい上がるのかなってというイメージのしやすいと思いますので。ましてや、一番上のモデルケースだけでしたら、なかなか分かりにくい部分あると思いますので、こうやって一番多い世帯、そして3番、4番と書いていただきますんで、最低限これぐらいは、そしてプラスアルファ、少し多くのパターンを書かれるのが丁寧なんじゃないかなと思いますので、これはお願いしたいと思います。

続きまして、5ページ。

令和8年度は3万8,746人が推移なんですけど、これ世帯でいうと何世帯ぐらいになるんでしょうか。

○福田会長 行武課長。

○行武課長 令和8年度の世帯数で申し上げますと、2万5,655世帯といったところが推計で、大阪府から寝屋川市の世帯数が示されたところでございます。

○福田会長 馬場委員。

○馬場委員 まあずっと下がってるんですけど、これどうでしょうか。府の運営計画か、国か知りませんが、やっぱりこれからもずっと5年、10年ずっと下がっていくというような試算が出てるんでしょうかね。

○福田会長 行武課長。

○行武課長 大阪府においては、府が策定しています大阪府国民健康保険運営方針という府と市町村の国保運営の基本的な方針の計画がございまして、その運営方針によりますと、やはり府内全体の人口も令和22年、2040年まで減少傾向というところが示されているところでございます。

○福田会長 馬場委員。

○馬場委員 7ページです。抑制施策ということで、1番のほうは2,600万ほどということで、令和6年度からという説明でしたので、令和7年度も同額ぐらいはあったんでしょうかね。

○福田会長 行武課長。

○行武課長 令和7年度におきましては、事業費納付金を通じた仕組みといったところで2,719万9,000円を本市としてはお支払いしたというところでございます。

○福田会長 馬場委員。

○馬場委員 一般会計ですか、それとも国保の特別会計からですか。

○福田会長 行武課長。

○行武課長 国保特別会計内の黒字額といったところですので、本市の国保につきましては基金を持っておりますので、その基金を活用させていただいたところでございます。

○福田会長 馬場委員。

○馬場委員 ということは、ちょっとちなみにですけど、基金がない市は一般会計から繰り出しているところもあるんですかね。

○福田会長 行武課長。

○行武課長 基金がない自治体においては、前年度の黒字額を繰越金として繰り

越されているといったところで、それを財源として払っている自治体もあると聞き及んでおります。

○福田会長 馬場委員。

○馬場委員 単価の680円は、これは府内統一ですか。

○福田会長 行武課長。

○行武課長 委員おっしゃるとおり、この680円については府内統一でございます。

○福田会長 馬場委員。

○馬場委員 ③番は国から府へのインセンティブですよね。早いこと完全統一したのでって言うことですが、これはどうでしょう。他府県なんか今、統一の流れなんかはどんなふうになってるんでしょうかね。

○福田会長 行武課長。

○行武課長 府内統一といったところでございますが、都道府県単位での統一は、大阪と奈良が今現在、完全統一をしているといったところではございますが、ほかの都道府県につきましては、今のところ統一の年度を定めているといったところの都道府県が多数あるといったところで、完全統一してるところは今のところまだ2府県というところでございます。

○福田会長 馬場委員。

○馬場委員 全体、全国的に徐々に進んでいってるっていうのは間違いない事実なんですね。

○福田会長 行武課長。

○行武課長 国といたしましても、保険料の水準の統一加速化プランというものを作っておりまして、都道府県内の保険料水準を完全統一するということを見据えて目標年度であったり、もしくはそれに対しての意思決定を行えるような取組を進めるとされているところでございます。

○福田会長 馬場委員。

○馬場委員 8ページには法定軽減が書いてます、最後のページです。5割軽減と2割軽減があるんですけど、これはもう全国統一ですか、この金額は。

○福田会長 行武課長。

○行武課長 こちらの改正につきましては、国民健康保険法施行令の改正に準じ

た形での改正となりますので、全国統一となっているところでございます。

○福田会長 馬場委員。

○馬場委員 これプラスアルファで、市で何か独自でやることは今はもう府の統一ですから駄目っていうことでしたかね。

○福田会長 行武課長。

○行武課長 委員おっしゃるとおりでございます。

○福田会長 馬場委員。

○馬場委員 この2割と5割が変わってるから記載されてますけど、ほかにもたしかありましたよね、何割とか。あとあるんでしたら減免もあるんでしたかね。あとのほかの軽減、ちょっと御紹介いただいたらと思います。

○福田会長 行武課長。

○行武課長 まず法定軽減につきましては、この2割と5割というところの基準額を示させていただいているんですけれども、それ以外に基礎控除43万円以下の所得の方につきましては7割軽減といったところがございます。それ以外に府内統一の減免制度といたしまして、災害であったり、刑事施設への拘禁であったり、所得が急激に減少したといったもの、そういったものの減免制度がございます。

○福田会長 馬場委員。

○馬場委員 突発的なのは置いたとして、2割軽減、5割軽減、7割軽減、大体想定される本市での世帯数か人数でも、教えてもらえますか。

○福田会長 行武課長。

○行武課長 法定軽減の世帯数でございますが、令和8年度の予定といたしまして、1万7,648世帯がこの法定軽減、2割、5割、7割の法定軽減にかかるものと試算しているところでございます。

○福田会長 馬場委員。

○馬場委員 内訳はないですか。

○福田会長 行武課長。

○行武課長 内訳といたしまして、7割軽減が1万388世帯、5割軽減が4,216世帯、そして、2割軽減が3,044世帯というところでございます。

○福田会長 馬場委員。

○馬場委員 この1万7,000世帯の方への周知っていうのは個別で納付書のとき

にそういうのも、あなたはこういう可能性がありますので申請してくださいねっていうことですかね、これ申請主義ですよ。もう、はなから法定軽減で引いていくという形ですか。

○福田会長 行武課長。

○行武課長 この2割、5割、7割の法定軽減につきましては、前年度所得を今現在、確定申告等でしていただいていると思うのですがけれども、その金額を基に、6月に算定をさせていただきまして、その基準額以下であれば、市のほうで、7割軽減であったり、2割軽減であったり、5割軽減であったりというのをかけた上で、保険料の決定通知書をお送りさせていただくといったところでございます。

○福田会長 ほかにありませんか。 森脇委員。

○森脇委員 すみません。一つ質問なんですけど、今、短時間労働者の適用拡大ということで、パートの方とか、あるいは短時間労働の方で、被用者保険のほうに移るように今なってますし、例の百何万の壁とか、これが変わることによって、当然適用拡大が起こってくるんですけど。そうすると、多分、国保のほうの財政がしんどくなるんじゃないかなと。要は、収入がある人が減っていくわけですから、財政的には厳しくなるんじゃないかなというふうに想定するんですけど、その辺は寝屋川市はどうなのかなというのと。仮にそれが起こったとして保険料の算定という意味では、これでもやっぱり大阪府でも統一して計算するんだらうと思うんです。その辺はそういうことでいいんでしょうかということですね、その辺いかがでしょうか。

○福田会長 行武課長。

○行武課長 委員おっしゃられますとおり、社会保険のいわゆる適用拡大というところが近年行われているところではございます。ただ令和5年、6年に比べますと、国保の脱退理由は社会保険による被保険者数というものは、130名増といったところではございますので、そういったところで一定、社会保険に入られて国保脱退されるという方がいらっしゃいますが、その国保に加入されておられる方に対して、やはり適切に保険料を計算賦課させていただいて、お支払い御負担いただくということで、何とかこの国民健康保険制度を維持していきたいと、収支均衡を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○福田会長 ほかにございませんか。丸川委員。

○丸川委員 初歩的な質問で申し訳ないんですけども、外国人に対してはどのような対策を取られていますか。

○福田会長 行武課長。

○行武課長 外国人の方につきましては、まず国民健康保険の加入要件といたしましては、住民票がある方で、ほかの社会保険等に入っておられない方が国民健康保険に入るといった形で制度として成り立っているというところがございますので、外国人であっても、住民票があって、ほかの社会保険入っておられない限りは国民健康保険に加入されるというところがございます。そういった方が昨今いろいろな報道がなされているというところは、私たちも認識をしております。今後、国においても、そういった外国人に対しての対策、そういったものを順次進めていくような、議論等がなされておりますので、国・府の動向を注視するとともに、そういったものが示され次第、本市も適切に対応してまいりたいと考えているところがございます。

○丸川委員 分かりました。

○福田会長 ほかにございませんか。

ないようでしたら、次に案件4、その他について、事務局から説明をお願いします。

○福田会長 行武課長。

○行武課長 その他案件として御報告させていただきます。

本日、御説明させていただきました、子ども・子育て支援金制度につきましては、国民健康保険料の制度が大きく変更となることから、事前に制度概要や支援金に充てられる目的等を掲載したチラシを作成し、被保険者へ3月中に個別通知を行いたいと考えているところがございます。

また、6月に令和8年度の当初賦課決定通知を送付する際においても、子ども・子育て支援金制度に係るチラシを同封するなど、丁寧な周知に努めてまいりたいと考えているところがございます。

以上でございます。

○福田会長 ただいまの説明に御質問ございますか。

(「なし」の声あり)

○福田会長 ほかにございませんので、なければ案件としてはこれで終了します。

この際ですので、委員から御質問願います。

松尾委員。

○松尾委員 さっき言いましたけど、簡単に言います。

国保料が高過ぎると。今日もいろいろ申し上げたんですけど、何とかならんかという気持ちは分かるんですが、ただ個人的に自分だけ下げようというのはよくないことですね。それしたらもう、他の加入者の負担増につながると。制度自体にも問題が出てくるというふうに思いますんでね。特に議員の場合は、市民にお願いしている立場ですので、自分だけ下げたらいいなんて、絶対あってはならんと私は考えます。そういう点で先ほども、健康保険組合の方にお聞きしたんですけど、まだこれ制度の穴を埋めることが必要だと思うんでね。寝屋川市直接関係ないけど、しかし、これ国や自治体としても、市民が納得できるような対応策を取ってほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○福田会長 行武課長。

○行武課長 委員がおっしゃられる報道があるということは、私たちも認識をしております。市としては市民一人一人を社会保険の加入要件に合致しているか否かを把握するという事は困難ではございますが、国でもこの問題について課題とされることを認識しておられるというところでございまして、今後、国の動向を注視してまいりたいと考えているところでございます。

○福田会長 松尾委員。

○松尾委員 いずれにしても、市民が納得いくような対応策を取るように、ぜひ求めてほしいと思います。以上です。

○福田会長 ほかにございませんか。

それでは本日の会議はこれで終わらせていただきます。長時間にわたりありがとうございました。

閉会に当たり、西川部長から挨拶を受けることにいたします。

西川部長。

○西川部長 本日は委員の皆さんにおかれましては、大変お忙しい中、御出席を賜り、大変ありがとうございました。

本日、御審議をいただきました、令和8年度国民健康保険料につきましては、当初予算案並びに国民健康保険条例改正と併せて、3月議会定例会のほうに提案

をさせていただく予定としております。また、審議の中で賜りました貴重な御意見、御質問につきましては、適切な事務執行に向けまして、継続してまいりたいと考えてございます。

引き続き、国民健康保険の安定的な運営につきまして、皆様方の御協力を賜りますよう、お願い申し上げまして、簡単ではございますが閉会の御礼の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○福田会長　ありがとうございました。

それでは、これもちまして第2回寝屋川市国民健康保険運営協議会を閉会させていただきます。お疲れさまでした。